

令和6年度 基幹系業務システムデータ抽象化システム構築業務委託仕様書

1 業務委託名

令和6年度 基幹系業務システムデータ抽象化システム構築業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託内容

本市の基幹系業務システム（住民記録システム）から抽出したデータの抽象化、統計化するシステムを構築する。

※今回の構築の範囲は、住民記録システムから抽出したデータを対象とするが、将来的に他の業務システムから抽出したデータの加工を行うことを想定している。

※本仕様は提案募集時のものであり、契約時の仕様書は提案結果を反映させた形に変更となる可能性がある。

(1) データ抽象化加工システムの個別要素の提案

本市が考えているデータ抽象化システムが具備する機能例を参考に、最適なシステム機能を提案すること。

ア 本システムのインプットとなるデータの形式

【必須機能】

- ・カンマ区切りの CSV ファイルをインプットとする
- ・ CSV ファイルの文字コードは UTF-8

【追加提案例】

- ・文字コードが UTF-8 の CSV ファイル以外のインプットで対応可能なものがあれば「追加提案」として記載すること
- ・データに含まれる文字を別の文字に置換する機能を有している場合は、「追加提案」として記載すること

【参考情報】

- ・今回加工対象のデータの項目数は 116 項目
(うち加工(削除を含む)が必要な項目は 45 項目を想定)

イ データ加工の方法

【必須機能】

- ・個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）（以下、「個人情報保護規則」という。）第31条の各項に規定される加工を行う

※想定している加工の方法は下表のとおり。

データ加工の方法	解説
項目の削除	加工対象となるデータに含まれる個人情報の記述等を削除するもの。

	例えば、氏名のデータを削除すること。
項目の一部削除	加工対象となるデータの一部を削除する加工ができること 例 1：生年月日の日を削除、ただし、4月1日生まれの者の学齢計算ができること 例 2：住所の番及び号が削除できること
一般化	加工対象となるデータの記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること 例えば、加工前の住所から小学校区に変換すること
個人識別符号等の置き換え	加工対象となるデータに含まれる個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えること。 例：ハッシュ化、ただし元データを特定できないようにマジックナンバーを用いる等の対応が必要

- ・加工対象ファイルを構成する各項目に対して、加工の方法等を外部定義とする等とし、加工対象ファイルの項目の追加・削除または、加工対象項目の変更等に対してプログラムの修正を行わずに（ノーコードで）対応ができること
- ・ひらがなとカタカナ、全角文字と半角、大文字と小文字等、表記揺れやシステム間のデータの差異を容易に吸収できること

【追加提案例】

- ・外部の専門のツールを呼び出すことができる
（例：住所情報を緯度経度に変換）

ウ 本システムのアウトプットとなるデータの形式

【必須機能】

- ・カンマ区切りの CSV ファイルをアウトプットする
- ・CSV ファイルの文字コードは UTF-8

エ データ加工処理のバッチ処理について

【必須機能】

- ・対象ファイルの加工処理は、バッチ処理（自動実行）にて実施することを想定しているが、手動でも加工処理が実行できること。
※企画提案内に含まれるバッチ処理（自動実行）の仕組みについて明記すること。（例：ファイル検知による実行等）
※本市のシステム基盤が提供している JP1/IM の機能を使用したバッチ処理実行も可とする。

オ 本システムを構成するリソースについて

・本システムを構成するリソース等について企画提案書に記載すること。
※本市が提供するリソース等については、「4 構築環境等」を参照。

4 構築環境等

(1) 本システムを構築するサーバー

本市のシステム基盤事業者が管理する仮想サーバー上に構築する。
構築環境は、インターネットや市内ネットワークから切り離されたネットワークとなっている。

(2) 本市が提供する資材等

ア	仮想サーバー	1台
イ	CPU コア数	10個
ウ	メモリ搭載量	32GB
エ	ストレージ量	1.2TB
オ	OS	Windows Server 2019
カ	運用監視ソフトウェア	JP1/IM

5 納品物

構築したシステムに対して次の資料をデータ（PDF 形式及び編集可能な形式（Microsoft Word や Microsoft Excel など））で納品すること。

- (1) システム設計書
- (2) システム運用・保守ドキュメント
- (3) システム利用マニュアル

6 留意事項

- (1) 本業務を主に担当する業務実施責任者を1名配置し、やむを得ない場合を除く、履行期間中は変更しないこと。
- (2) 受注者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する際は、書面により本市の承諾を得ること。
- (3) 受注者が著作権を有する著作物を除き、本業務による全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は本市に帰属するものとし、本市及び受託者が協議の上で2次利用等を行うことがある。
- (4) 受注者は、本業務を遂行するにあたって知り得た情報を、本市の書面による承諾を得ることなくその目的に使用し、または第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。また、受注者は本業務の履行上知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約後も同様とする。
- (5) 情報資産の適切な保護、管理、運用等については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行規則及び本市の関連規定に準ずる。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者が協議の

上で決定する。

7 問合せ先及び納品場所

- (1) 担当部署 : 北九州市 デジタル市役所推進室 DX推進課
- (2) 担当者 : 永喜、渡邊(正)
- (3) 住所 : 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
- (4) 電話番号 : 093-582-2145
- (5) 電子メール : digi@city.kitakyushi.lg.jp